

びわ湖マ 実 第 81 号  
令和7年(2025年)12月5日

学区自治連合会長 様

びわ湖マラソン大会実行委員会  
会長 三日月大造



びわ湖マラソン 2026 開催に伴う交通規制の周知について (お願い)

謹啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

滋賀県では、約 60 年間に渡り長く県民に愛されてきた「びわ湖毎日マラソン」の伝統を受け継ぐ、市民マラソン大会「びわ湖マラソン」の第 4 回大会を下記のとおり開催いたします。

つきましては、大会開催に伴い、沿道の住民様をはじめ、事務所、店舗など御関係の皆様には大変御不便をおかけいたしますが、大会の趣旨を御理解いただき、温かい御支援・御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

謹白

記

- 大会名 : びわ湖マラソン 2026
- 開催日 : 令和 8 年 (2026 年) 3 月 8 日 (日) 8 時 20 分スタート
- コース : [スタート] 皇子山陸上競技場(大津市)、[フィニッシュ] 烏丸半島(草津市)  
42.195Km (日本陸上競技連盟公認コース)
- 参加人数 : [フルマラソン] 7,000 人、[ペアリレーマラソン] 100 組 (200 人)
- 制限時間 : 6 時間

<自治会への御協力のおお願い>

- ・交通規制等に関する、住民様への周知に関する御協力。  
(交通規制チラシの組回覧、掲示板等への掲出など)
- ※全戸配布を希望される場合は別紙のアンケートにて、  
ご回答いただきますようお願いいたします。

<スケジュール>

- ・ 1 月～ 2 月 組回覧、交通規制看板 (横断幕) 掲出
- ・ 2 月末 チラシ折り込み、マンション等へのポスティング
- ・ 3 月 8 日 びわ湖マラソン 2026 大会当日

【お問い合わせ先】

びわ湖マラソン大会実行委員会事務局 (滋賀県文化スポーツ部スポーツ課内) 鈴木  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1  
TEL : 077-528-3364 / FAX : 077-528-4841 / Mail : biwakomarathon@pref.shiga.lg.jp

# 2026年3月8日(日) びわ湖マラソン2026開催



## BIWAKO MARATHON 2026

開催日: 令和8年(2026年)3月8日(日)  
8時20分スタート(制限時間6時間)

種目: マラソン(42.195km)7,000人  
(定員) パアリレーマラソン(約42km)  
100組200人

主催: 滋賀県、滋賀陸上競技協会  
大津市、草津市、草津市教育委員会  
守山市、滋賀県スポーツ協会

前回大会のご支援とご協力誠にありがとうございました。今大会も引き続き沿道の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



# びわ湖マラソン2026 近江大橋う回箇所案 (国土地理院地図)

【びわ湖マラソン2026】

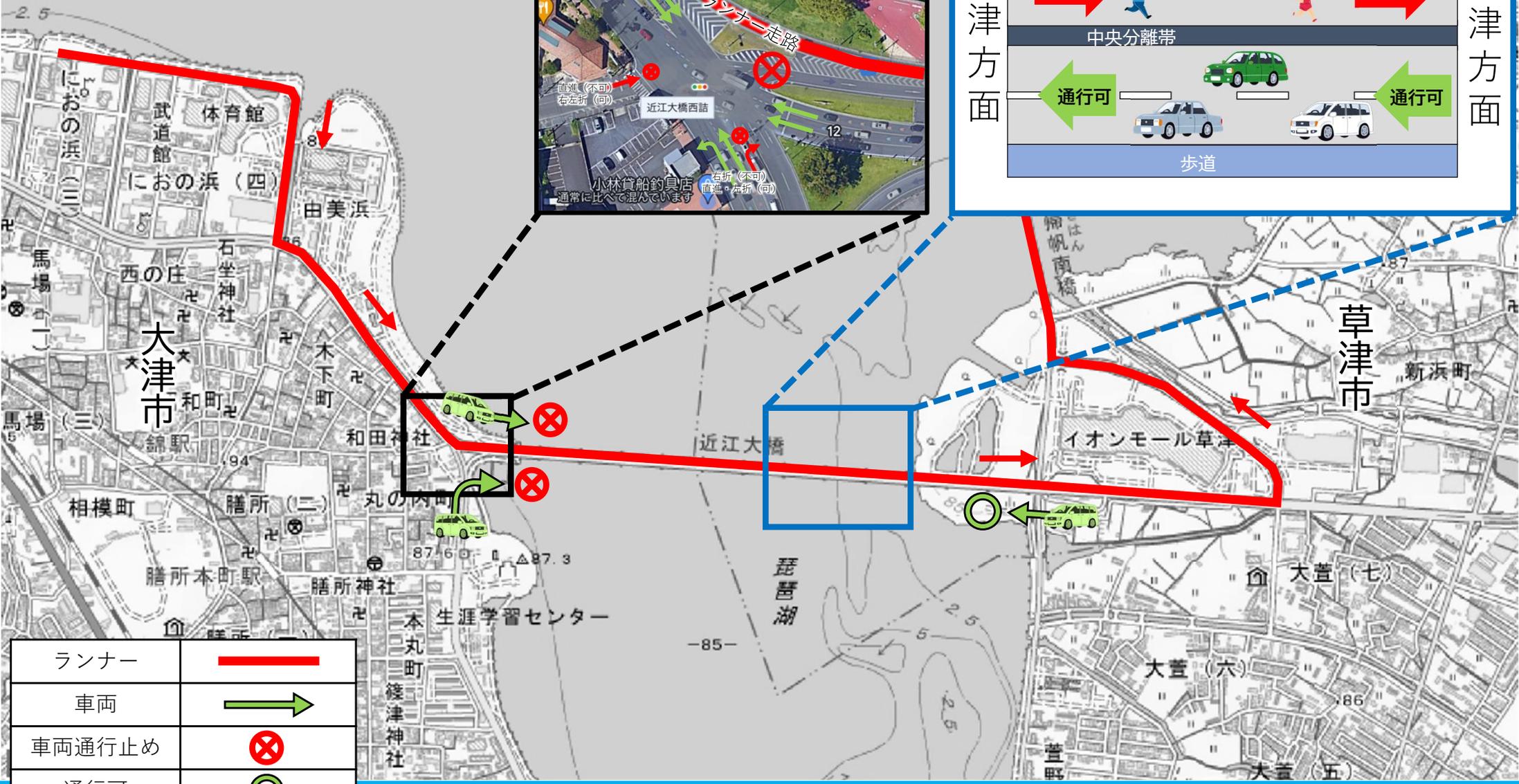
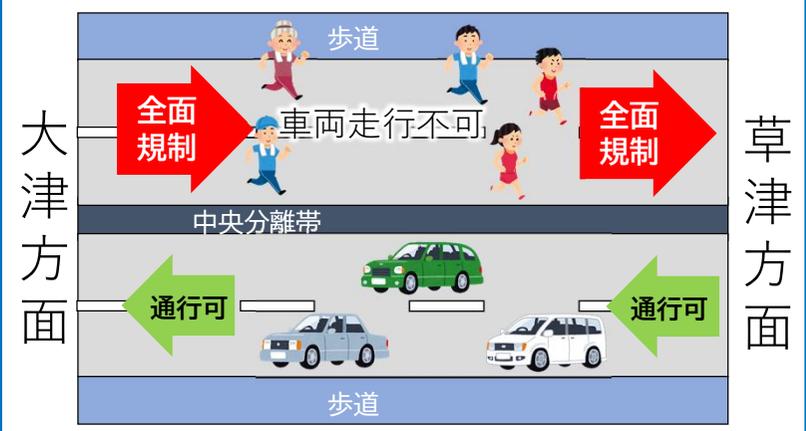
- ・近江大橋東向き (大津→草津) 全面規制
- ・規制時間：8:15頃～9:45頃 (見込み)



# びわ湖マラソン交通規制(近江大橋)

【びわ湖マラソン2026】

- ・近江大橋東向き(大津→草津)全面規制
- ・規制時間：8:15頃～9:45頃(見込)



ランナー	
車両	
車両通行止め	
通行可	

別紙

学区名 \_\_\_\_\_ 学区自治連合会  
ご連絡担当者様 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_

### びわ湖マラソン 2026「交通規制の周知方法」についての御確認

びわ湖マラソン 2026 の開催に伴う地域市民の皆様への「交通規制の周知方法」につきまして、交通規制チラシの組回覧を基本とし、必要に応じて各学区の状況に応じた内容の周知をさせていただきますと存じます。

つきましては、**組回覧の他に御希望される**周知方法がある場合は以下に記入いただき、御連絡くださいますようお願い申し上げます。

御連絡の締め切りは、誠に勝手ながら令和7年12月15日(月)とさせていただきますので、お忙しいところ恐縮ですが、期日までに以下のお問い合わせ先にメールまたは FAX でお送りください。

#### <組回覧以外に希望する周知方法>

↓組回覧以外に希望する周知方法に○をつけ、必要部数等を御記入ください。

選択	方法	必要部数	実施時期
	掲示板への掲出	部	
	全戸配布	部	
	各学区のホームページへの掲載や 学区のメール等でのお知らせ送信 (大会ホームページのリンクまたは PDF データを御提供いたします)	—	

<交通規制の内容等に関するお問い合わせ>  
びわ湖マラソン大会実行委員会事務局  
(滋賀県文化スポーツ部スポーツ課内) 鈴木  
TEL 077-528-3364/FAX 077-528-4841  
MAIL biwakomarathon@pref.shiga.lg.jp

学区自治連合会長 様  
自治会長 様

大津市長 佐藤 健司

## 大津市電子回覧板プラットフォーム「CHIKUWA！」 活用方法研修会の開催について（ご案内）

平素は、地域活動の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、市内でご利用いただいている電子回覧板プラットフォーム「CHIKUWA」につきまして、今後さらに活用を広げていくため、使い方と活用事例をわかりやすくご紹介する研修会を下記のとおり開催いたします。より活用を進めていただけるよう、是非ご参加くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 研修会の開催日時及び場所

(1) 開催日時

令和8年2月4日（水） 13時30分～（※1時間程度）

(2) 場所

大津市役所 別館1階 大会議室（大津市御陵町3番1号）

#### 2 内容

バイザー株式会社（CHIKUWA！開発元）より、以下の内容をご説明します。

(1) 大津市内及び他市自治会での活用事例

(2) 電子回覧板プラットフォームの機能の紹介

#### 3 持ち物

スマートフォン（当日は、実際に操作していただきながら説明を行います。）

#### 4 申込方法

参加をご希望される方は、以下の方法でお申し込みください。

① 電話 077-528-2730

② Mail otsu1130@city.otsu.lg.jp

（Mailの場合は、件名にCHIKUWA研修会 本文に氏名、自治会等名、ご連絡先を記載ください。）

③ FAX 077-523-0411

#### 5 申込期限

令和8年1月28日（水）

大津市役所 市民部 自治協働課 自治振興係

電話：077-528-2730 E-mail：otsu1130@city.otsu.lg.jp 担当：入口、結城、三宅

電子回覧板プラットフォーム活用方法研修会  
FAX 送信票

氏名	
所属されている 自治会名	
連絡先	

提出期限：令和8年1月28日（水）

提出先：大津市役所 市民部 自治協働課

学区自治連合会長 様  
自治会長 様

大津市長 佐藤 健司

## 自治会活動インターネット活用研修会開催のお知らせ

平素は、市政各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、自治会、学区自治連合会、まちづくり協議会の役員の皆様を対象に、自治会活動の負担軽減と、誰もが参加しやすい運営環境の整備に向けて、インターネットを活用した新しい取り組みを進めております。このたび、地域活動の中でも特に負担の大きい「文書づくり」「会議の開催」「広報物作成」を、より効率的に、無理なく進められるようにするための体験型研修会を開催いたします。日頃の業務が「少し楽になる」実感をお持ちいただける内容となっておりますので、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 研修会の開催日時及び場所

別紙 研修会案内のとおり

#### 2. 研修会の内容（概要）

##### (1) AI で文書作成を簡単にする方法（ChatGPT）

回覧文・問い合わせ対応などを、AI を使って短時間で作成できる基本を学びます。

##### 移動の負担を減らすオンライン会議の始め方（ZOOM）

会場確保や夜間移動の負担を軽減し、参加しやすい会議運営の方法を学びます。

##### (2) 誰でも見栄えよく作れるチラシ作成（Canva）

無料で使える「Canva」というソフトを利用して、イベントのポスターやパンフレットを手軽に見栄え良く作成する方法を学びます。

#### 3. その他

※本研修は、自治会の負担軽減を支援する目的で実施するものです。

以上

#### 【お問い合わせ先】

大津市 市民部 自治協働課 自治振興係

担当：入口・結城・三宅

電話：077-528-2730

E-mail：otsu1130@city.otsu.lg.jp

# 自治会活動インターネット活用研修会

参加  
無料

実際の自治会活動での困りごとを解決するデジタル活用術が体験形式で学べる研修会を開催します。



対象者	自治会、自治連合会、まちづくり協議会の方でエクセルやワードの操作が可能なパソコン中級者
定員	各回20名（1申込につき2名程度まで参加可）
申込開始日	12月22日（月）から 開催日の2営業日前まで
時間	1講習あたり2時間以内
持ち物	スマートフォン、タブレットかPC

## 研修内容

### ChatGPT、Zoomで日常の自治会業務をラクにしてみよう！

AI（ChatGPT）を使って、回覧文、案内文、問い合わせ対応文が短時間で作れるようになります。

また、Zoomを使ったオンライン組長会議の開き方も体験します。

【こんなことを学びます】

- ・AIに文章の下書きを作らせるコツ
- ・クレームや問い合わせへの文面の作り方
- ・Zoomで会議を始める基本操作
- ・資料共有や参加方法などの簡単なポイント

【持ち物】スマートフォン



### Canvaで見やすいチラシを簡単に作ってみよう

無料で使えるデザインツール「Canva」を使って、誰でも短時間でチラシや案内文をつくれるようになります。

【こんなことを学びます】

- ・チラシをテンプレートからサッと作る方法
- ・名刺を作ってみよう
- ・イベント案内・回覧用資料の作成体験
- ・印刷・配布しやすい形に整える方法

【持ち物】タブレット or PC



お申込み  
お問合せ

大津市 市民部 自治協働課 自治振興係

TEL : 077-528-2730

Mail : [otsu1130@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1130@city.otsu.lg.jp)

FAX : 077-523-0411

※裏面の申込方法をご覧ください

実施日		市民センター	研修予定時間	内容
2026年 1月20日	火	和邇	10:00~12:00	ChatGPT、Zoomで 日常の自治会業務を ラクにしてみよう!
			13:00~15:00	Canvaで見やすいチラシを 簡単に作ってみよう
2026年 1月27日	火	瀬田	10:00~12:00	ChatGPT、Zoomで 日常の自治会業務を ラクにしてみよう!
			13:00~15:00	Canvaで見やすいチラシを 簡単に作ってみよう
2026年 2月10日	火	滋賀	10:00~12:00	ChatGPT、Zoomで 日常の自治会業務を ラクにしてみよう!
			13:00~15:00	Canvaで見やすいチラシを 簡単に作ってみよう

お住いの地区にかかわらず、どの会場でもお申込・ご参加いただけます

### 申込 方法

参加を希望される方は以下の方法でお申し込みください。  
電話の場合は、9:00~17:00、それ以外の場合は、24時間申し込みが可能です。

① TEL : 077-528-2730 大津市 市民部 自治協働課

② Mail : [otsu1130@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1130@city.otsu.lg.jp)

メールの場合は、件名に「大津市インターネット活用研修会」と記入し、本文に、  
名前(漢字、フリガナ)、電話番号、団体名、希望講座をご記入ください。  
お2人で参加される場合は、2名分の記載をお願いいたします。

② FAX : 077-523-0411 下記のFAX送信票に必要情報を記入し、送信してください。

### 大津市インターネット活用研修会 FAX送信票

ChatGPT、Zoom基本操作	
ふりがな	
氏名	
電話番号	
団体名	自治会
参加人数	名 (申込者を含む)
希望日	日程 ( / )
会場	会場 ( )
備考	

Canvaでチラシ作成	
ふりがな	
氏名	
電話番号	
団体名	自治会
参加人数	名 (申込者を含む)
希望日	日程 ( / )
会場	会場 ( )
備考	

各 自 治 連 合 会 長 様

大 津 警 察 署 長

大津警察署子ども安全リーダーの推薦について (依頼)

初冬の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察業務に格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署では、平成 10 年から子ども安全リーダーと協働して子どもの安全対策に取り組んでいるところでありますが、子ども安全リーダーの任期が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了するため、次期子ども安全リーダーのご推薦をいただきたく存じます。

つきましては、誠に恐縮ですが、現子ども安全リーダー各学区幹事と協議のうえ、同封の推薦書により、令和 8 年 2 月 5 日 (木) までに次期子ども安全リーダーをご推薦いただきますようお願い申し上げます。

なお、推薦書及び添付書類 (顔写真) の提出先は大津警察署生活安全課となりますが、提出方法については、子ども安全リーダー各幹事に対して当署へ持参または郵送していただくように伝えておりますので、書類一式を各学区幹事までお渡しください。

記

1 子ども安全リーダーの任期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間

2 推薦人数

学区の事情に応じて 5 ～ 10 名程度 (現人員を上回らない人数)

3 推薦方法

別紙推薦書による

4 その他

- (1) 推薦に際しては、必ず各学区の子ども安全リーダー幹事と協議のうえ、実働可能な方を推薦していただくようお願いいたします。

- (2) 委嘱時に顔写真入り的小朋友安全リーダー之証を作成しますので、お手数ですが、被推薦者の顔写真2枚（縦3cm×横2.5cm、裏面に氏名を記入のもの）を推薦書に添付してください。
- (3) 推薦書の用紙とともに、各学区的小朋友安全リーダー名簿、小朋友安全リーダー活動推進マニュアルを参考に同封します。

大津警察署 生活安全課

担当 瀧、今崎、吉田

電話 077-522-1234（内線273）

大津警察署長様

大津警察署子ども安全リーダー 推薦書

	ふりがな 氏 名	生年月日	住 所	電話番号	他の役職	推薦理由 (新規・継続の別)
幹事			(〒 )			(新規・継続)
副幹事			(〒 )			(新規・継続)
			(〒 )			(新規・継続)
			(〒 )			(新規・継続)
			(〒 )			(新規・継続)
			(〒 )			(新規・継続)
			(〒 )			(新規・継続)
			(〒 )			(新規・継続)

上記の者を大津警察署子ども安全リーダーに推薦いたします。 \*顔写真(3×2.5)2枚添付

令和8年2月5日(木)までに子ども安全リーダー各幹事を介して大津警察署生活安全課宛て提出願います。

令和 年 月 日

学 区

推薦者(連合会長)

# 子ども安全リーダー 活動推進マニュアル



滋賀県警察本部

## はじめに

「子ども安全リーダー」とは、平成9年当時、子どもを対象とした凶悪な事件が全国的に発生したことから、子どもたちを犯罪被害から守るために、滋賀県警察独自の取組みとして開始したボランティア活動です。

その後、全国では子どもが被害に遭う事件の発生が依然として後を絶たない状況であり、滋賀県において子どもの安全を確保するためには子ども安全リーダーの役割が重要なものとなっています。

このマニュアルは、子ども安全リーダーによる地域一体となった活動が推進されるよう、滋賀県警察本部が制定した「子ども安全リーダーの設置及び活動要領」に基づき、各警察署において委嘱された子ども安全リーダーの活動に活用していただくために作成したものです。

## もくじ

- |   |                           |    |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 子ども安全リーダーの役割              | 2  |
| 2 | 子ども安全リーダーの活動内容            | 3  |
| 3 | 活動時の服装・携行品                | 9  |
| 4 | 参考資料                      |    |
|   | (1) 子ども110番の家とは?          | 10 |
|   | (2) 子どもを犯罪等の被害から守るためのポイント | 11 |
|   | (3) 子どもが助けを求めてきたときの対応     | 13 |

## 1 子ども安全リーダーの役割

### 子ども安全リーダーとは

子どもが通学、通園などに利用する道路や、子どもが日常的に利用する公園などで発生する声かけ事案、わいせつ事案などから子どもを守る活動や地域の連帯意識の醸成を行うボランティアのことです。

警察署管内の各小学校区内に居住する方の中から、人格及び行動について、社会的人望を有し、リーダーシップを発揮して活発な行動が期待できる方を、警察署長が委嘱します。



### 子ども安全リーダーには

各地域では、PTA、スクールガード、自主防犯活動団体、自治会など、子どもを守る活動を行っている様々なボランティア団体が活動しています。

子ども安全リーダーは、各小学校区における子どもを守る活動の牽引的役割を担っており、こうした団体のリーダー的な存在として自ら活動するだけでなく、小学校を初めとする関係機関や団体などに対して、必要な助言・指導や支援・協力を行い、地域一帯となった子どもを守る活動を推進することが期待されています。

## 2 子ども安全リーダーの活動内容

### 子ども安全リーダーは

- 統一の帽子と腕章を着装して、「子ども安全リーダーの証」を携帯し
  - 交番・駐在所との連携のもと
  - 小学校区における子ども安全活動の牽引的役割を担い
  - 関係機関・団体、ボランティア等と協働して
- ① 毎月20日の「地域安全の日」における通学路等の県下一斉のパトロール
  - ② 通学路等における子どもの見守り活動と子どもへの安全指導
  - ③ 学校・子ども110番の家等への立ち寄りと情報交換
  - ④ 不審者(車両)に関する情報の警察への通報
  - ⑤ 通学路等に設置されている防犯灯等の安全施設の点検と改善要請
  - ⑥ 地域住民への活動内容の周知と理解及び協力の確保
  - ⑦ その他子どもの被害防止教育等子どもの安全を守るために警察署長が必要と認める活動
- 等を行うことが、その主な活動内容です。



## ① 毎月20日の「地域安全の日」における通学路等の 県下一斉パトロール

滋賀県では県民の防犯意識・連帯意識の高揚を図り、安全で住みよい地域社会を実現するため、県民による自主活動が推進されるよう、毎月20日を「地域安全の日」に設定し、犯罪等による被害の未然防止に努めています。

子ども安全リーダーには、他のボランティアなどと協働して、一斉パトロールや子どもの見守り活動を行うことで、子どもや地域住民に対する意識の高揚を図ることが求められています。

※ 滋賀県警察では、毎月1日の「交通安全の日」と、毎月20日の「地域安全の日」を「子どもを守る活動強化日」とし、交通事故防止や犯罪防止活動とあわせて、子どもを守る活動を強化することとしています。

## ② 通学路等における子どもの見守り活動と 子どもへの安全指導

平成15年4月に施行された「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例には、平成18年4月の一部改正により、「通学路等における犯罪の防止」に関する条文が設けられています。

子どもが犯罪被害にあわないためには、日頃から、通学路や公園・子どもが遊び場として使用する広場などに対して、地域一体となった見守り活動を永続的に推進することが大切です。

そのためにも、関係機関・団体・ボランティアなどと連携して、時間的・場所的に重複することなく、効率的かつ効果的な活動の推進をお願いします。

### ③ 学校・子ども110番の家等への立ち寄りと情報交換

小学校区ごとに委嘱されている子ども安全リーダーは、その活動の拠点となる小学校との連携を密にすることが大切です。

積極的に学校へ立ち寄り、情報を交換して連携を深めてください。

また、各地域で設置されている「子ども110番の家」などにも立ち寄り、防犯に必要な情報を提供したり、地域の情報を入手することも大切です。

その他のボランティアや、関係機関・団体とも必要な情報を共有し、地域一体となった子どもを守る活動に努めてください。



### ④ 不審者(車両)に関する情報の警察への通報

不審者、不審車両に関する情報は、ためらわずに警察に通報してください。

車の場合は、ナンバー、色、車種等を確認し、直ぐに警察に通報してください。

また、こうした不審者(車両)に関する情報が埋もれてしまうことのないよう、関係機関・団体や地域住民に対しても、警察への通報を指導し、地域で情報を共有して注意を促す働きかけをお願いします。

## ⑤ 通学路等に設置されている防犯灯等の安全施設の点検と改善要請

通学路等の安全パトロールを行い、子どもたちにとって危険だと思う箇所をチェックし、

- ・ 集合住宅では駐輪場・駐車場を明るくする等、防犯環境を整える
- ・ 一般住宅や地域では、門灯や街灯を設置、点灯する
- ・ 公園など子どもが遊ぶ施設、街路樹等を整備する

など、死角のない安全な環境づくりに配意した点検を行い、改善の必要がある箇所については、道路や公園などの管理者（関係先）への連絡をお願いします。



## ⑥ 地域住民への活動内容の周知と理解及び協力の確保

子ども安全リーダーの活動内容が周知され、地域住民の理解と協力が得られることにより、

- ・子どもに安心感を与えることができる
- ・子どもの安全に関する意識の高揚が図れる
- ・声かけ事案や、わいせつ事案などの犯罪が抑止できる
- ・自主防犯活動の定着と地域の連帯感が醸成できる

などの効果が期待できます。

そのためには、子ども安全リーダーの腕章や帽子を身につけて、子どもを守る活動を継続し、関係機関・団体や地域住民との連携・交流を深めることが大切です。

また、地域での会合などに積極的に参加し、広報紙を発行するなどして子ども安全リーダーの活動の紹介や協力を呼びかけることも効果的です。



## ⑦ その他子どもの被害防止教育等子どもの安全を守るために警察署長が必要と認める活動

子どもを守るために必要と思われる活動については、警察署長に報告の上積極的な取組をお願いします。

### 【主な取組例】

- 幼稚園や小学校などに対して、紙芝居、人形劇、寸劇などによる誘拐防止教室をPTAや自主防犯団体等と合同で実施する。
- 子ども会、保護者、地域住民を対象とした子ども安全教室、座談会などを実施する。
- 子どもを守る活動に携わる各種機関団体などで構成する小学校区単位の子ども安全ネットワーク（例：〇〇小学校子ども安全ネットワーク）を構築し、効率的かつ効果的な活動を推進する。
- 子どもの安全に関するポスターの掲示、チラシの配布、立て看板の設置などによる啓発活動を推進する。

子ども安全リーダーの活動に際しては、交通事故などの受傷事故防止に十分注意してください。  
(万一の場合に備え、ボランティア保険に加入しています。)

### 3 活動時の服装・携行品

#### 【必需品】

★子ども安全リーダーの帽子

★子ども安全リーダーの腕章

★子ども安全リーダーの証

子ども安全リーダーであることを明示するため必ず 着用・携行してください。

子どもや地域住民に子ども安全リーダーの存在を認識してもらい、安心感を与え、また不審者に間違われのないためにも大切です。

#### その他・・・★蛍光(反射シール付)ベストなど

よく目立ち、受傷事故防止にも有効です。

#### ★筆記用具(ペン・メモ帳等)

活動中気付いた点、地域住民から入手した情報、不審者(車両)情報などをメモし、意見要望、情報交換、連絡・通報などに役立ててください。

#### ★携帯電話

関係機関団体との連絡や、緊急時の連絡、通報の手段として必要です。

#### ★防犯ブザー・ホイッスルなど

子どもに対する安全指導の際や緊急緊急時に活用してください。

#### ★絆創膏・ティッシュペーパーなど

怪我をした子どもの応急処置に役立ちます。



## 4 参考資料

### (1) 子ども110番の家とは

子どもが「声かけや痴漢、つきまとい」など、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときにその子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。

そして、助けを求める子どもが安心して駆け込める場所として協力していただく「建物」を「子ども110番の家」と言い、このうち子どもの登下校時や遊ぶ時間帯に必ず営業しており、常に大人が在所する店舗、事業所で、子どもから見やすく、逃げ込みやすいため、緊急の避難場所として協力をしていただくのが「子ども110番の店」です。

また、集落から外れ人通りの少ない場所、「子ども110番の家」がない場所を補充し、遊動による緊急避難場所として協力をしていただくのが「子ども110番の車」です。

子ども安全リーダーは、不審者情報や子どもの安全活動に関する情報を「子ども110番の家」と交換するなどして、連携を深めるとともに、声かけ事案の多発する下校時間帯における玄関先での見守り活動などについて協力を呼びかけてください。

### 効果

「子ども110番の家」のロードコーンや旗などを設置したり、「子ども110番の車」が地域を巡回することで、子どもたちに「地域の人に見守られている」という安心感を与えるとともに、犯罪を抑止する効果があります。

## (2) 子どもを犯罪などの被害から守るためのポイント

声かけ事案や、痴漢・誘拐などの犯罪から子どもを守るために、次のポイントを参考にして子どもや保護者、地域住民に指導や協力を依頼してください。

### ★子どもに対しては・・・

次の「誘拐に遭わないための5つのお約束」を、例をあげるなどしてわかりやすく説明し、子どもたちと一緒に5つの約束を唱和したり、「助けて～」と大声で助けを呼ぶ練習をするなどして、子どもの身につくように指導してください。

- 1 一人では遊びません
- 2 知らない人にはついて行きません
- 3 連れて行かれそうになったら大きな声で助けを呼びます
- 4 誰と、どこで遊ぶか、何時に帰るか、お家の人に言ってから出かけます
- 5 お友達が連れて行かれそうになったら、大人の人にすぐ知らせます



### ★保護者に対しては・・・

子どもに指導しておくべきことや保護者自身が注意すべきことについて、次のポイントを参考に指導して下さい。

- ・日頃から子どもに「5つの約束」を言い聞かせ、自分の身は自分で守る力を身につけさせる
- ・一人で遊びに行かせたり、外出中に子どもから目を離したりしないなど、子どもを一人にさせない気配りをする。
- ・子どもと一緒に、地域の危険な場所や「子ども110番の家」などを確認して「わが家の安全マップ」を作る
- ・「5つの約束」や「わが家の安全マップ」を基にして、子どもだけでなく家族みんなで守る「わが家の防犯ルール」を作る

### ★地域住民に対しては・・・

- ・普段の暮らしの中で防犯の意識を持ち、子どもに気を配る
- ・買い物、散歩、庭の手入れなど、戸外に出る時間帯を子どもの通学(園)時間帯に合わせたり、子どもが被害に遭いそうな場所を買い物や散歩コースに組み込むなど、日常生活の中でできることから実行する
- ・通学路や子どもが遊ぶ施設などの整備や、門灯・外灯の設置、点灯など、死角のない安全な環境づくりに努める。
- ・子どもに出会ったら、気軽にあいさつを交わし、一人で遊んでいる子どもを見かけたら特に気を配るなど、子どもへの愛の一声をかける
- ・地域で見かけない不審な人物・車を見かけたら、ためらわずに警察や学校に通報・連絡する

### (3) 子どもが助けを求めてきた時の対応

#### ○子どもを落ち着かせる

子どもが助けを求めてきたり、何らかの被害に遭った子どもを見つけたときは、まず自分自身が落ち着き、子どもに優しい言葉をかけるなどして子どもを安心させてください。

#### ○話を聞く

いつ、どこで、どんな人(車)に、どんな被害に遭ったかを、子どもが答えられる範囲内で順序よく聞き、メモをする。

#### ○通報・連絡する

##### ・110番通報

「子ども安全リーダー」であることを伝え、あせらず落ち着いて警察官の質問に答える。

##### ・119番通報

子どもがケガや病気で助けを求めてきた場合はケガの部位、程度、原因や病気の症状などを伝え、救急車を要請する。

##### ・連絡

緊急の内容でない場合でも、警察、学校、家族などにその状況を連絡する。

#### ○子どもの保護

状況によっては、安全な場所に移動するなどして一時的に子どもを保護し、子どもを安心させる。

ケガをしている場合は応急の救護措置をとる。





子ども安全リーダー活動推進マニュアル  
平成31年 3月 発行  
滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課  
TEL 077-522-1231